



県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年8月25日(水) 号外(第4号)

## 目次

### 告示

○知事指定薬物の指定(薬務課)

ページ

2

■ 告 示

◎群馬県告示第229号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例(平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年8月25日

群馬県知事 山本 一 太

1 知事指定薬物の名称

- (1) エチル=2-[1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド]-3-メチルブタノアート(通称名5F-EMB-PICA、EMB-2201)及びその塩類
- (2) 2-(メチルアミノ)-1-(チオフェン-2-イル)プロパン-1-オン(通称名2-Thiothione、 $\beta$ k-MPA)及びその塩類
- (3) 2-シクロヘキシル-1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル)エタン-1-オン(通称名 $\alpha$ -PCYP)及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

令和3年8月26日

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111